

昭和三十年七月二十五日

官報

号外 昭和三十年七月二十五日

○第二十二回衆議院會議録第四十六号

昭和三十年七月二十五日(月曜日)

議事日程 第四十五号

昭和三十年七月二十五日

午後一時開議

第一 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出)

第三 地方財政の整備に関する特別措置法案(加賀田進君外十名提出)

第四 建築士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

第五 医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案(三浦一雄君外四十九名提出)

●本日の会議に付した案件

杉原國務大臣不信任決議案(八百板正君外十一名提出)

日程第一 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

少年院法の一部を改正する法律案、本院議決案

日程第二 地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出)

日程第三 地方財政の整備に関する特別措置法案(加賀田進君外十名提出)

地方道路路權手続法案(内閣提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出)

日程第四 建築士法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第五 医師法、歯科医師法及び藥事法の一部を改正する法律案(三浦一雄君外四十九名提出)

地方道路路權法案(内閣提出)

交付税及び護身税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時五十七分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を開きます。

杉原國務大臣不信任決議案(八百板正君外十一名提出)

○大石武一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、八百板正君外十一名提出、杉原國務大臣不信任決議案は、提出者の要求の通り委員會の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられます。

杉原國務大臣不信任決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。渡邊惣藏君。

杉原國務大臣不信任決議案

右決議する。

(渡邊惣藏君登壇)

○渡邊惣藏君 私は、日本社会党兩派を代表いたしまして、杉原國務大臣不信任決議案の趣旨弁明を行うものであります。(拍手)

まず、不信任案を朗読いたします。

主文

衆議院は、國務大臣杉原荒太君を信任せず。

理由

一 國務大臣杉原荒太君は、防衛關係三法の一部改正法律及び国防會議構成法案等の重要法律案を提出しながら、その裏付けとなるべき長期防衛六箇年計案を故意に秘匿し、委員會の審議を不可能ならしめた。

二 國務大臣杉原荒太君は、昭和三十年七月二十二日午前十一時内閣委員會において政府提出の原案を自ら否定するがごとき発言を行

い、委員長よりその速記録全文の削除を命ぜられしがごとき失態を

あててした。

以上が不信任案の本文であります。

(拍手)

御存じのごとくに、鳩山内閣は、過ぐる総選挙におきまして、総合経済計

画の樹立と、これに見合、防衛六カ年

計画の樹立を、天下に公約してきてた

のであります。この長期計画について

は、すでに吉田前内閣の時代におい

て、MSA援助受け入れの問題と並行

して、防衛力の増強計画に伴い、必然

的に長期防衛計画の樹立の必要に迫ら

れて、昭和二十七年の秋ごろから昨

十九年秋にかけまして、前後二カ年

にわたって、第一次案から第九次案に

及ぶ計画案が作られていたことが報道

されており、国会におきましてもしば

しば議論をかもし参ったところであ

ります。従って、鳩山内閣においても、

組閣以来の最も重要な問題としてこ

れを取り上げ、三十年度を起点とする

経済六カ年計画に見合って、防衛六カ

年計画案もまた、すでに本年の三月に

は一応その成案を得ておると伝えられ

ておったところでもあります。すなわ

ち、本年度の予算案の編成に当り、防

衛分担金の削減問題が重大となりまし

るや、日米交渉に当って、これを資料

としてアメリカ側に提出してその了解

工作に努めてきたことは歴然たる事実

であり、四月十九日のいわゆる日米共

同声明こそは、この鳩山内閣の防衛六

カ年計画案に基いて了解が成立したも

のであることは、全国民のひとしく知

るところであります。(拍手)

しかも、鳩山内閣は、今国会に当

り、その非力無能を省みず、防衛力

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 杉原國務大臣不信任決議案

あります。ないものを出せと追及され
ておるのが今の杉原さんの立場である
と存じます。私どもは、この際は、近
い将来において、政府の手により、
りっぱな長期防衛計画が策定されまし
て、発表の運びに至ることを期待しつ
つ、諸般の情勢上、杉原國務大臣の立
場に理解を与え、その旨うところを了
とせんとするものであります。しかる
に、提案者は、現在の段階において、
この事態をとりえ、確たる証拠に基か
ないで、故意に冤罪したものと断じ
て、これを強効せんとするものであり
ますが、それは少しく軽率ではないか
と考えるものでございまして、私ども
のとうてい左祖し得ないところでござ
います。(拍手)

提案第二の理由は、本月二十二日の
内閣委員会における杉原國務大臣の発
言と、これに関連するできごとを取り
上げておるのでありますが、これは両
派社会党内閣委員各位におかれても
すでに了解済みのものでありまして、
内閣委員会においては、両派社会党を
も含め、各委員の健全なる良識に基い
て、自主的に、かつ民主的に、杉原國
務大臣をこの点について追及しないとい
う結論を得て、委員会は口頭で議事
を進めていたのをごいいます。しかる
ところ、まことに青天のへきれきのご
とく、われわれの夢想だもしなかつ
た、すでに円満に解決済みのこの問題
を差し返して、しかも内閣委員会の審
議を進捗せしめんとする念願からどこ
までも協調の態度に出た杉原國務大臣
一人のみを取り上げてこれを問責せん
とするは、恒弊の上から考えまして
も、また国会運営のルールの点から見
ましても、賛成いたしかねるところで
あります。(拍手)

次に、われわれは、国権の最高機関
たる国会を構成する者といたしまし
て、国家全体の率任者として、しかも
誠実に職責を全うして国民の負託にこ
たえなければならぬことを反省するも
のでございまして、それゆえに、われ
われは、国会活動はいわゆる信義誠実
の原則に適合するものでなければなら
ぬことを確信するものであります。か
かる見地に立つて本案について考え
みますと、私のはなはだ遺憾に存しま
すことは、本案提出の動機についてで
ございまして、有力なる新聞紙の報ず
るところによりますと、杉原國務大臣
不信任案について自由党は同調しない
ものと見られ、結局は不成立とならう
が、両派社会党は、これにより、あく
までも国防会議構成法案、憲法調査会
法案の阻止をねらっており、回不信任
案の提出によって内閣委員会の審議を
中止させ、二十六日衆議院通過の予定
にある国防会議構成法案を二十八、九
日ごろまで延期させ、今期会期の再延
長を阻止して参議院の審議期間をなく
し、事実上の審議未了に持ち込もうと
するものと見られるというのでありま
す。これは私の考えではございませ
ん。新聞紙の報道するところをござい
ますが、これは、おそらく、国民大衆
がこの不信任案提出により受けた印象
であり、国民の常識による結論である
とも思ふものであります。(拍手)

私は、ここに、民主政治は国民の良
識を導く政治であることを意識深く想
起するものでございまして、国民の良識
に基づく判断が、本不信任案提出の動機
について上述のごとく結論づけられるの
をいたしまして、本案に關する社会党
両派の行動は、国民の眼から見れば、
いわゆる信義誠実の原則に反するもの
であると御われても弁解の辭は見出せ
ないのではなからうかと思つてござ
います。(拍手)あまつさへ、これは國
防問題を政争の具に供するがごとき悲
しむべき印象を国内外に与えまして、
これにより生ずる損失の少くないこと
を思ひしむるものであります。この
点はまことに遺憾に存する次第であり
ます。

本案は、かかる見解からいたしまし
て、この際訴訟法の用語をかりて表現
することを許していただきますれば、
断ずるべき裁判を下さるべきものでご
ざいまして、われわれは、上述のごと
き的はすれの意図のもとに提出された
疑いの濃厚なる本案の成立には断じて
反対せざるを得ないのでございまして。
(拍手)

私は、最後に、誠心誠意、提案者側
である両派社会党諸君のお考え直しを
この際促しますると同時に、自由党そ
の他の方々に対しまして、不信任案反
對の私の所論に御賛同を賜わらんこと
を衷心切望いたしまして、討論を終る
次第でございまして。(拍手)

○議長(金谷秀武君) 田原春次君。
〔田原春次君登壇〕
○田原春次君 私は、ただいま提案に
なっております杉原國務大臣不信任案
に対して賛成するものであります。以
下、日本社会党を代表し、その理由を
申し上げます。

第一点は、防衛六カ年計画を国民に
示さずしてアメリカにのみ示したのは
国会軽視であるという点であります。
(拍手)私は、事実上基いて、杉原國務
大臣の委員会における答弁の経過を紹
介し、その内容秘匿の事実をここに御
紹介したいと思つております。

第一は、三月二十六日の内閣委員会
におきまして、下川委員への答弁の中
に、杉原さんはこう言っております。
防衛六カ年計画を示すが国民への理
解を深めるためぜひ必要と信じ、そう
やつていこうと思つております。こう
言っております。第二は、同じ日に、
中村萬一委員の質問に対して、次のよ
うに答えております。先ほども申しま
したごとく、防衛六カ年計画を立て、
年々そこに行くまで漸増していきま
す。それから、五、六カ年先ほどの程
度のものか、大体の見当をつけてや
つていきたい、またそれはアメリカ軍撤
退の一つの目的としておりますと答
えておるのであります。続いて第三は、
三月三十一日、西ヶ久保委員への答弁
であります。これには、この漸ちよつ
と申したるごとく、防衛六カ年計画も
実はそういう点に重点を置いておりま
すと答へ、同時に、自由党の江崎委員
へも、同じように六カ年計画のあるこ
とを答弁しておるのでございまして。第
四回は、七月一日に、自由党の大橋委
員に対しての答弁の中で、来年は三万
人ふやします。次はどらするかと
質問、毎年々々ふやして二十万人か三
十万人にもなるのかという質問に対し
ての答への中に、とりあえず十五万人
であるが、これでも不足であります。
来年も来々々ふやしますという漸増
計画を言つたのでございまして。続いて
第五は、七月五日に、下川委員への答
弁の中に、この防衛六カ年計画におき
まして重要な一つのわらひはアメリカ
軍の撤退でありますと答えておるので
あります。第六点、七月十一日には、
自由党の松野さんから、こつちう意味
の質問がありました。予算外閣府負担
契約で、三十一年度と三十二年度に航
空機と船舶の建造計画を出しておるが、
六カ年計画の発表ができれば、せ
めてその前半の三年計画でも発表して
くれないかすなわち、来年と再来年の
航空機だけは決定しておるのだから、

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議第四十六号 杉原國務大臣不信任決議案

八百板正君外十一名提出杉原國務大臣不信任決議案を可とする議員の氏名

- 阿部 五郎君 青野 武一君
赤路 友藏君 赤松 勇君
西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君
有馬 輝武君 井岡 大治君
井手 以藏君 伊藤 好道君
猪俣 浩三君 石橋 政嗣君
石村 英雄君 稻村 隆一君
岡本 隆一君 加賀田 進君
加藤 清二君 片島 港君
勝岡田清一君 上林與市郎君
川村 繼義君 河野 正君
大原津與志君 北山 愛郎君
久保田鶴松君 栗原 俊夫君
五島 虎雄君 佐々木更三君
佐藤剛次郎君 坂本 泰良君
櫻井 壺夫君 志村 茂治君
島上善五郎君 下川儀太郎君
下平 正一君 鈴木茂三郎君
田中 武夫君 田中 稔男君
多賀合辰君 高津 正道君
滝井 義高君 堀 兼次郎君
辻原 弘市君 中村 英男君
水井勝次郎君 成田 知巳君
西村 力弥君 野原 覺君
芳賀 賢君 長谷川 保君
原 茂君 原 彪君
福田 昌子君 古屋 貞雄君
帆足 計君 藤積 七郎君
細道 兼光君 正木 清君
松原喜之次君 三鍋 義三君
武藤連十郎君 森 三樹二君
森島 守人君 森本 靖君
安木 一男君 八木 昇君
安平 鹿一君 柳田 秀一君
山口丈太郎君 山崎 始男君

- 山田 長司君 山花 秀雄君
山本 幸一君 横銭 重吉君
横路 節雄君 横山 利秋君
和田 博雄君 渡邊 徳藏君
井上 良二君 伊藤 繁雄君
伊藤幸太郎君 井堀 卯四郎君
池田 誠治君 今澄 勇君
受田 新吉君 大西 正三君
大矢 省三君 春日 一幸君
片山 哲君 川島 金次君
川俣 清吉君 河上丈太郎君
菊地養之輔君 小牧 次生君
河野 密君 佐々木良作君
河野 新市君 杉山元治郎君
田中 健三郎君 田中 利勝君
田原 春次君 田中 廣文君
竹谷源太郎君 中井徳次郎君
中崎 敏君 中島 巖君
中村 高一君 中村 時雄君
西尾 末廣君 西村 英一君
西村 彰一君 日野 吉夫君
平岡忠次郎君 平田 ヒデ君
細田 綱吉君 前田榮之助君
松井 政吉君 松尾トシ子君
松岡 駒吉君 松前 重義君
三宅 正一君 三輪 壽壯君
門司 亮君 矢尾喜三郎君
吉川 兪光君 山下 賢二君
山口 ショウエ君 吉田 賢一君
石野 久男君 岡田 春夫君
小山 亮君 中原 健次君
否とする議員の氏名
阿左美廣治君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
五十嵐喜藏君 有馬 英治君
五ノ風吉藏君 井出一太郎君
伊東 隆治君 池田 清志君
池田正之輔君 石坂 繁君

- 石田 博英君 一萬田尚登君
稻葉 修君 今井 耕一君
今松 治郎君 宇田 耕一君
宇都宮徳馬君 植原悦二郎君
植村 武一郎君 白井 莊一君
遠藤 三郎君 小笠 公昭君
小川 半次君 大森 唯男君
大石 武一郎君 大久保留次郎君
大倉 三郎君 大高 康君
大橋 忠一君 大村 清一君
岡崎 英城君 加藤常太郎君
阿崎 高藏君 亀山 孝一君
上林山築吉君 川崎末五郎君
唐澤 俊樹君 川島正次郎君
川崎 秀二君 木崎 茂男君
菅 太郎君 菊池 義郎君
木村 文男君 北 吟吉君
岸 信介君 淵上房太郎君
北村徳太郎君 小泉 純也君
草野 一郎平君 小島 徹三君
小枝 一雄君 河本 敏夫君
河野 一郎君 佐々木秀世君
高村 坂彦君 櫻内 義雄君
佐伯 宗義君 笹本 一雄君
藤原 雄次君 志賀健太郎君
藤原 三郎君 椎名誠三郎君
椎本 隆君 重政 説之君
重光 葵君 島村 一郎君
正力松太郎君 白濱 仁吉君
須磨彌吉郎君 杉浦 武雄君
須磨彌吉郎君 世耕 弘一君
砂田 重政君 田中 龍夫君
岡田 直君 田中 龍夫君
田中 久雄君 高岡 大輔君
高木 松吉君 高崎達之助君
高瀬 傳君 高橋 融一君
高見 三郎君 竹内 俊吉君
竹山祐太郎君 千葉 三郎君

- 辻 政信君 渡海元三郎君
徳田與吉郎君 床次 徳二君
内藤 友明君 中川 俊思君
中嶋 太郎君 中曾根康弘君
中村 梅吉君 中村三之丞君
中村 寅太郎君 中村樹一郎君
中山 榮一君 水田 亮一君
長井 源君 夏堀源三郎君
並木 芳雄君 橋橋 渡君
南條 徳男君 根本龍太郎君
野田 武夫君 長谷川四郎君
鳩山 一郎君 花村 四郎君
濱地 文平君 演野 清吉君
早川 崇君 林 唯義君
林 博君 原 捨思君
平塚常太郎君 廣川 弘謙君
廣瀬 正雄君 藤本 捨助君
藤枝 泉介君 古井 喜實君
淵上房太郎君 保科善四郎君
古島 義英君 堀内 一雄君
坊 秀男君 眞崎 勝次君
本名 武君 前田房太郎君
眞鍋 傑三君 松浦周太郎君
野原 良三君 松岡 松平君
牧野 東介君 松岡 鐵藏君
松澤 雄藏君 松村 謙三君
松本 東君 三浦 一雄君
松本 龍藏君 三浦 武夫君
宮澤 風勇君 村松 久義君
栗山 博君 森 清君
森下 國雄君 森山 欽司君
山手 満男君 山本 新治郎君
山本 勝市君 山本 象吉君
山本 利壽君 横井 太郎君
米田 吉盛君 早稲田神有内君
相川 勝六君 青木 正君
荒船清十郎君 生田 安一君
大森 健君 植木茂子郎君

- 内田 常雄君 江崎 眞澄君
小笠原三九郎君 小笠原八茂君
小澤佐重喜君 越智 保雄君
大平 秀一君 大坪 保雄君
大平 正芳君 太田 正孝君
加藤 精三君 加藤徳五郎君
加藤 孝吉君 川野 芳滿君
鹿野 善八郎君 北澤 直吉君
川村善八郎君 倉石 忠雄君
熊谷 憲一君 倉石 忠雄君
小林 義照君 小平 久雄君
小林 郁君 鈴木 直人君
周東 英雄君 鈴木 直人君
薄田 美朝君 瀬戸山三男君
關谷 勝利君 田子 一民君
田中 角榮君 田中 正君
田村 元君 高橋 等己君
竹尾 一之君 堀田十二郎君
塚原 俊郎君 徳安 實藏君
中山 マサ君 仲川房次郎君
水山 忠則君 藤尾 弘吉君
二階堂 進君 西村 直己君
野澤 清人君 馬場 元治君
八田 貞鏡君 福井 順一君
福永 一臣君 福永 健司君
船田 中君 古川 文吉君
保利 茂君 堀川 恭平君
前尾繁三郎君 水田三喜男君
南 好雄君 村上 勇君
山崎 巖君 山下 春江君
山中 貞則君 山本 友一君
横川 重次君 吉田 重雄君

第一 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
議長(金谷秀次君) 日程第一、少年院法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

昭和三十年七月二十五日、衆議院會議録第四十六号 少年院法の一部を改正する法律案(参議院回付)

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 少年院法の一部を改正する法律案、本院議決案、地方財政再建促進特別措置法案外五案

少年院法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。
昭和三十年七月二十二日
参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 益谷秀次

本院議決案
○大石武一君 憲法第五十九条第二項に基いて再議決のため、少年院法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

第十四条に次の三項を加える。
2 在院者が逃走した時から四十八時間を経過した後は、○裁判官の九分の一以上が出席し、○裁判官のあらかじめ定する連展状によらなければ、連展しに着手することができない。
3 前項の連展状は、少年院の長の請求により、当該少年院の所在地を管轄する家庭裁判所の裁判官が発する。
4 連展し及び連展状については、連展しの性質に反しない限り、第十七条の二並びに少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第四條及び第三十六条の規定を準用する。この場合において、第十七条の二中「少年院に収容中の者」とあるのは「少年院から逃走した者と就み替えるものとする。」

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
〔起立者なし〕
○議長(益谷秀次君) 起立者はありません。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

少年院法の一部を改正する法律案、本院議決案
○議長(益谷秀次君) 起立議員、よつて本案はさきの議決の通り可決せられました。(拍手)

第二 地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出)
第三 地方財政の整備に関する特別措置法案(加賀田進君外十名提出)
地方道路譲与税法案(内閣提出)
地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて少年院法の一部を改正する法律案の本院議決案を議題といたします。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

○大石武一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、日程第二及び第三とともに、内閣提出、地方道路譲与税法案、地方交付税法の一部を改正する法律案、及び、大矢省三君外四名提出、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案を追加して、六案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 大石君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日程第二、地方財政再建促進特別措置法案、日程第三、地方財政の整備に関する特別措置法案、地方道路譲与税法案、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員長大矢省三君。
〔本号追録に掲載〕

地方財政再建促進特別措置法案
〔本号追録に掲載〕
地方財政再建促進特別措置法案に対する修正案
〔本号追録に掲載〕

地方財政再建促進特別措置法案に對する修正案
〔本号追録に掲載〕

地方財政再建促進特別措置法案に對する修正案
〔本号追録に掲載〕

地方財政再建促進特別措置法案に對する修正案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
地方財政の整備に関する特別措置法案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
地方道路譲与税法案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
地方交付税法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
地方税法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

〔報告書は會議録追録に掲載〕
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕

審議の経過並びに結果の概要を一括して御報告申し上げます。
地方財政の窮乏は逐年深刻の度を加え、昭和二十八年年度決算において赤字となつた地方公共団体は千七百二十四団、その赤字総額は四百六十二億円の膨大なものとなり、昭和二十九年年度においてさらに百数十億円の増加が推計される状況であるのであります。この累積する赤字を解消するためには、地方行政制度並びに運営の全般にわたる抜本的な改善を加へ、地方財政計画の適正化をはかることも、既存の赤字の解消整理を断行することが絶対に必要なのであります。

すに、一昨年、第十六回国会において、本委員会は地方財政再建整備法案を立案しましたが、財源の問題で成立を見るに至らず、また地方制度調査会の答申もほほ同様の構想でありましたが、政府の取り上げるところとならなかつたのであります。今般、政府もその必要を認め、地方財政再建促進特別措置法案を提出いたしましたのであります。また、両派社会党がこの政府提出案とは別個に共同して提案されましたが、地方財政の整備に関する特別措置法案であります。

御承知のごとく、政府提出法案の内容は、昭和二十九年年度の決算において赤字の地方公共団体に対して、その団体が自主的に樹立する財政再建計画に基き、赤字補てんのための地方債の発

御承知のごとく、政府提出法案の内容は、昭和二十九年年度の決算において赤字の地方公共団体に対して、その団体が自主的に樹立する財政再建計画に基き、赤字補てんのための地方債の発

御承知のごとく、政府提出法案の内容は、昭和二十九年年度の決算において赤字の地方公共団体に対して、その団体が自主的に樹立する財政再建計画に基き、赤字補てんのための地方債の発

御承知のごとく、政府提出法案の内容は、昭和二十九年年度の決算において赤字の地方公共団体に対して、その団体が自主的に樹立する財政再建計画に基き、赤字補てんのための地方債の発

御承知のごとく、政府提出法案の内容は、昭和二十九年年度の決算において赤字の地方公共団体に対して、その団体が自主的に樹立する財政再建計画に基き、赤字補てんのための地方債の発

行を認め、その計画実施の完遂を確保するための諸種の規制ないし制限を規定してあるものであります。なお、その財源は、再建債として政府資金五十億円、公募資金として百五十億円、ほかに再建に伴う退職手当の財源として三十億円の政府資金並びに本年度分の利子補給として七千五百万円を予定しております。

本法案は、去る六月十四日日本会議に上程せられて質疑が行われ、さらに同日本委員会に付託されて、翌十五日川島國務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、昭和三十年年度の地方財政計画、あるいは地方財政交付金法改正案その他の諸法案とも関連して質疑が行われ、七月十二日には地方自治法改正案とともに本法案についても参考人の意見を聴取し、同二十日には文教委員会と連合審査会を開くなど、慎重な審議が行われたのであります。その内容の詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、二十一日、本案に対して鈴木直人君外十八名提出の自由、民主両党の共同修正案が提出され、提案者より提案理由の説明を聴取し、かつ本修正案に対する政府の意見が賛成であることを確かめた後、原案をあわせて議題に供したのであります。

修正案の内容は、お手元に配付された文書によって御了承をお願いしますが、その要旨とするところは、地方公

共団体の自主性を尊重して、自発的の意欲を促進し、地方財政に対する制圧と負担を緩和して、特に再建債については、年三分五厘をこえるところの部分について五分を限度として利子補給を行う等の措置を講じ、その他地方公団体の財政負担軽減をはかるところであります。

次に、加賀田進君外十名提出、兩派社会党の共同提案による地方財政の整備に関する特別措置法案の内容の要点は、財政整備計画は、五年間に収支の均衡を回復することを目標として、財政整備の起債は、政府資金三百五十億円、公募債五十億円、合計四百億円とし、公募債は昭和三十年年度以降すみやかに政府資金に切りかえることとし、財政整備債に対し年六分五厘の利子補給を国が行い、政府資金によるものは三年繰上り、自後十年間に元利償還するものとし、なお、財政整備団体に對しては、自治庁長官の審査及び必要な報告並びに報告提出の義務を規定するほかは、特別な制限を加えないことにするものであります。

二十三日、政府提出原案並びに修正案及び兩派社会党提出法案に対する質疑を終了し、引き続き討論に入り、古井委員は、民主党を代表して、兩派社会党提出法案に対して反対、政府原案に対する修正案並びに修正案を除きたる原案に対して賛成、鈴木委員は、自由党を代表して、兩派社会党提出法案に対して反対、

政府原案に対する修正案並びに修正案を除きたる原案に対して賛成、北山委員は、日本社会党を代表して、兩派社会党提出法案に対して賛成、政府原案に対する修正案並びに修正案を除きたる原案に対して反対、門司委員は、日本社会党を代表して、兩派社会党提出法案に対して賛成、政府原案に対する修正案並びに修正案を除きたる原案に反対の、それぞれ意見を述べられました。

次いで採決に入り、兩派社会党提出案は賛成少数にて否決せられ、政府原案に対する修正案並びに修正案を除きたる原案は賛成多数にて可決され、よって政府提出法案は修正議決すべきものと決せられました。

次に、地方道路護手税法案につき御報告申し上げます。一昨年、国は、道路整備五カ年計画を強力に推進するため、揮発油税による収入をすべてその財源に充てる方針を定めたのであります。一方、地方団体の道路費の負担がますます過重となる実情を考慮して、揮発油税収入の三分の一を都道府県及び五大市に付与して道路費の財源に充たせざる揮発油護手税制度を実施いたしましたのであります。しかしながら、この制度を恒久化するためには、國の道路財源との間の調整に相当困難な問題があるので、これを昭和二十九年限りとし、本法案が提出されたのであります。

その骨子は、揮発油に対して従来の揮発油税のほかに新たに地方道路税を課することとし、その収入の総額を、都道府県及び五大市に、おおむねその区域内の国道及び都道府県道の面積を基準として譲り渡し、これを自主的に道路費一般の財源として使用せしめようとするものであります。

本法案については、去る五月十三日提案理由の説明を聴取し、五月二十四日以降三回にわたり、地方道路税法案との関連において、大蔵、建設、運輸の各委員会と連合審査会を開き、審議に慎重を期したのであります。

このほど、地方道路税法案については、税率引き下げの修正が行われ、別途、本年度についての経過規定が設けられた結果、本年度の本護手税総額七十三億円がほぼ確保できる見通しとなりました。

本二十五日、本案の質疑を終了、討論を省略し、採決の結果、全員一致可決しました。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案の内容の概要は、第一に、特別交付税の総額を地方交付税の総額の百分の八とし、いかなる事情があつてもこの総額を減額し得ざるものと改正することであり、第二に、各地方団体に交付すべき地方交付税の額の算定方法を一そう適正合理化することであ

ります。第三に、昭和三十年度に限り、各地方団体に交付すべき交付税の額を算定する場合、たばこ専売益金から交付税及び護手税交付金特別会計の中に納付される三十億円を地方交付税の総額に加えることとした、この三十億円は、たばこ専売特別地方交付金として、各地方団体に配付するものとするのであります。

本法案は、五月二十七日提案理由の説明を聴取し、引き続き審議に入りましたが、その詳細は会議録によつて御了承を願うのであります。

かくて、本日質疑を終了し、討論省略、採決に入り、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につき御報告申し上げます。

本法案は、昨年第九回国会において大改正を加えられた地方税制度のその後の運用状況並びに国民負担の現況にかんがみ、主として租税負担の均衡化をはかり、税務行政の簡素化を期するため、若干の改正を行わんとするものであります。

本法案につきましては、その後國庫予算修正に伴う内閣修正が加えられましたが、内容の主要な点を申し上げますと、道府県民税及び市町村民税について、国税の減税に伴う地方税の減税を可及的に避けるための税率調整を行い、事業税について個人事業税の基礎控除の額を引き上げ、損害保険事業に

累積として地方の赤字が生じたに對し、わずかに二百億円の起債と、一億にも足らぬ利子補給でその責任を彌塗し、一千億円にせんとする他の財源不足には、あげて地方の増税、首切、事業サビズの打ち切り、節約の強行によって補わんとする政府案は、自己の報告と全く矛盾した独善的暴挙であつて、われわれの断じて賛成し得ないところでありませぬ。(拍手)

反対の第三点は、赤字団体を入件間再建計画で縛り、自主性なき状態に置くとともに、その組織、運営に不当な制肘を加へ、憲法第九十二条の地方自治の本旨に違反する疑いがある点であります。

【議長退席、副議長着席】

この点について、委員会における政府の答弁は全くあいまいでありました。赤字団体に財政上の特典を与えるがゆゑに若干の拘束は差しつかえない、あるいは再建団体になるという事は自由意思であるから差しつかえない、と説明されておるのでありますが、たゞ自発的意思による場合といへども、個人や団体の自主性を奪つてはならない一線は厳として存在するはずであります。婦人の貞操を切り犯りする売春は、自発的であるがゆゑに是認されるのでありませぬか。過日売春取締り法が本院において否決されたことはきつめて遺憾であります。本日さらにこの地方団体身売り奨励法案ともいへば

再建促進法案が議決されようとするのとは、けだし偶然とはいひがたいのであります。(拍手) わずかの金や恩典によつて人権と自由を譲り渡してもかまわないとする共通の思想が同法案に通つていないと、だれが断言できるでございませぬ。(拍手) われわれは、このよゝな地方団体の自主性を拘束する憲法違反の点に對して、絶対に承認し得ないのであります。

第三には、本案は赤字のたな上げと称して、実は地方職員的首切りを奨励する行政整理法案である点であります。再建債としては、政府資金はわずかに五十億でありませぬ。これに對し退職手当の起債は六十億、この退職手当の起債は、赤字団体ばかりではなく、黒字の団体にすらこれを貸し付けようといふのであります。この退職手当債六十億によつて首を切られる人は二万人ないし三万人それ以外に本年度の地方財政計画において、公共事業費と単独事業費の大きな圧縮から生ずるところの失業者ととも、この行政整理と相まつて、地方における失業群を激増せしめることはまさに必至といわなければなりません。

第四点は、この政府案のよゝな、けちくさい財政措置では、地方の赤字再建は絶対に不可能であつて、自治体が必死の努力を払つても、今年末にはさらに赤字は増加するであらうといふ点であります。地方財政審議会の意見書

の中にもある通り、本年度の地方財政の実際の必要額は約一兆四百億であります。これに對して政府の財政計画は九千八百億、この差額六百億といふのが、この赤字以外に財源不足となつておるのであります。従つて、五百八十六億の過去の赤字と、本年の財源不足六百億、合せて一千二百億以上の大きな財源不足が、地方財政に大きな重圧を加えておるわけでありませぬ。地方団体が、この一千億を、節約、事業の打ち切り、繰り延べ、増税、首切りで埋めようとするときに、どのよゝなことが起るかを考へてみなければなりません。鳩山内閣の社会保障その他数々のりつぱな政策の大部分は、地方の窓口を通じて行われるのでありますから、このよゝな地方行政の大圧縮は、その重要政策の実行を不可能にし、政府は羊頭を掲げつつ、府県、市町村の窓口から犬の肉を売り出すといふ自己矛盾を招来することは必至であります。(拍手)

民自同盟の修正案は原案に比し若干改善の点があることは認めるにやぶさかではありませぬが、以上指摘した本質的なこの反動的性格を変更するため改善の見るべきものがなかつたことは、まことに残念に思ひ次第であります。

両派社会党の対案は、国の責任を明らかにし、国と地方団体の協力によつて合理的に財政の整備をなさんとする

最善の案であることは、多く言うを要しません。われわれは、さらにこの対案と並行して、別に地方交付税率の引き上げ、地方税法の修正等、本年度の財源不足を補てんする諸案を提出して、本対案と相まつて地方財政確立の完璧を期せんとしておるのであります。

最後に、私は、本法案の背景となるこの政治的、経済的動向について一言触れたいと存じます。わが国の地方財政史を見ると、地方の行政は常に軍備と戦争の犠牲者の地位にあることを知るのであります。戦争から解放されて十年、この間の地方自治体の積極的活動は、わが国の歴史に於て見なかつたものであります。戦争の傷あとを補修し、学校や住宅を作り、道路を直し、橋をかけ、町や村を住みよいものにしよとする地方住民の意欲とその創意、国民が初めて人間としての幸福を追求するたくましい情熱をわれわれは高く評価すべきであると信じます。(拍手)

かかる、不幸にも再び軍備が復活し、地方財政の赤字は、再軍備が始まつた昭和二十六年ころから、軍備の増強と比例して増大して参りました。先年米朝したミネソタ大学のワープ教授が予想した通り、今や、再軍備に要する巨額の財政支出のために、地方団体に、安撫な政府、安上りの地方自治が要請されて参つたのであります。この

地方財政再建促進法案こそ、地方の赤字団体の立て直しのためのものではなかつて、再軍備のための安上りの地方政治に焼き直すためのものであり、財閥、大資本の要求に應じて、自治体を随する国民福祉の政策を犠牲にし、大資本の利益に奉仕する反動立法であることは、間違いないところでありませぬ。(拍手)

鳩山総理は、施政演説の終りに、国民と血のつながる明朗なる政治と、前途に希望の持てる社会を言ひたいといふも、言われたが、本法案のことも、地方自治に対する理解と愛情を全く欠いたところの冷酷むざむざなる態度で臨むならば、財閥、大資本家との間に汚れた血が通るかもしれないが、政府と国民の間には、あたたかい血の通り政治の確立などは絶対にできないことを強く指摘いたしました。私の討論を終る次第であります。(拍手)

○副議長(山元治郎君) 池田清志君。
 ○池田清志君 私は、日本民主黨を代表いたしましたして、たたいま議題となりました地方財政再建促進特別措置法案につき、民自同盟の共同修正並びに修正部分を除く政府原案に賛成し、社会黨の提案に反対の討論をいたさんとするものであります。
 地方自治の本旨は、日本國憲法の規定し擁護するところであり、地方公共

官報(号外)

団体の健全なる発達に、地方自治法の保障するところであり、わが国終戦以来ここに十年、民主政治下のわが国の新しい地方自治は、憲法の擁護のもとに、地方公共団体の長、議会及び関係住民の努力により今日の発達を見ましたことは、まことに御同慶にたえません。しかるに、これら関係方面の努力にもかかわらず、その財政面においては、数年来逐年赤字を累積し、その額は昭和二十八年年度の決算において四百六十二億円の多きに達し、同二十九年年度においても、その赤字の推定は百二十四億円にも上らんとしておるであります。この赤字を内蔵する地方財政をこのままに放置せんか、その赤字は逐年増加するのみでありまして、その自然の立ち直りを見ますことは百年河清を待つにひとしいのであります。今や、地方財政は瀕死の重患であります。名医によつて一大手術を断行しなければ、地方財政の危機はいよいよ急迫するのみであります。

今回、政府は、地方財政における従来の赤字はこれを特別措置し、その弊害を将来の地方財政に持ち込むことを遮断し、今後においては健全なる地方財政を樹立せんとして、この特別措置法を制定せんとすることは、まことに時宜に過ぎたものと謂わなければなりません。すなわち、政府は、地方公共団体の長、議会、その他関係機関の協力により、地方財政再建の計画を自主的に樹立してこれを執行せしめ、政府みずからにおいても、地方債二百億円によつて、従来の赤字を長期にわたる上げするとともに、その赤字を補給し、また、今後において明らかとなり得る赤字については、その必要に応じ第二次の特別措置をいたさんとするのでありますから、地方自治を愛し、その健全なる発達を念願する私どもの喜んで賛同するところでありませぬ。

しかるに、角をためて牛を殺してはなりません。地方財政の再建に急なるものがあるとはいへ、地方自治の本旨はどこまでもこれを保障しなければなりません。ここにおいて、わが日本民主党は、自由党と相ばかり、政府原案を共同修正し、地方自治の擁護、保障を明らかにいたさんとするものであります。

すなわち、原案において自治庁長官が地方公共団体に対して有する勸告権、監督権、変更権等を、あるいは削除し、あるいはこれを緩和した次第であります。また、利子補給につきましても、これを五分に増加修正するとともに、昭和二十七年以前に地方公共団体の分担金についても、これを交付公債で納付することができるよう改めるなど、國及び地方公共団体が協力して地方財政の再建を一そう容易にいたさんとするものであります。

地方財政は國の財政全体の一環でありますから、両者の相関係、調整

関係を無視してその再建をはかることはできないのであり、國及び地方協力してこれをいたすべきであります。

この観点に立つとき、社会党の提案は、地方財政のみを高揚し、國の責任においてのみその再建をはからんと主張するものであります。これは現実には即しない政治でありまして、私どもの首肯することのできないところであります。たとえば、彼らの提案によれば、地方財政整備のため、政府資金三百五十億円、公債債五十億円、計四百億円の起債をいたさんとするのでありますが、すでに彼らがよく御承知のごとく、予算の議決された今日、どこに三百五十億円の政府資金があるというのでありませぬ。できないものであることを知りつつも、なおかつ可能なごとく吹聴することは、國民を欺瞞するもはなはだしいものであり、かか無責任なる政治的態度は、私どもの断固として反対せざるを得ないところであります。

以上申し上げたところにより、わが日本民主党は、民自同盟の共同修正並びに修正部分を除く政府原案に賛成し、社会党の提案に反対するの態度を明らかにいたした次第であります。

(拍手)

○副議長(杉山充治郎君) 中井徳次郎君。

「中井徳次郎君登壇」

○中井徳次郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程になりました地方財政再建促進特別措置法案の原案並びに民自同盟の修正案に対して反対をいたし、わが同派社会党提出の特別措置法案に賛成の討論を行わんとするものであります。(拍手)

ここ数年、地方財政は非常に困難に陥つております。三十年度の当初におきまして、赤字は実に五百八十億円に達しており、このことは今や天下周知の事実であります。従いまして、これが救済策をいたしまして、前国会においても、あるいは前々国会におきましても、再建整備法案を議員立法として提出する動きがあつたのであります。今回、政府におかれては、これを立案し、今国会に提出されました。今、私どもは、その内容に実は非常に期待を保持しておりました。ところが、出て参りましたものは、全く私たちの期待を裏切りまして、いわゆる看板に偽りありというのであります。再建整備法案とは名ばかり、実は、せいぜいのところ、地方財政資金繰り一時救済法案にすぎないといふことを暴露いたしました。(拍手)そして、全国の府県、市町村等を大いに落胆せしめたのであります。

以上、三つに分けて、私はこの政府案に反対の理由を簡単に申し上げてみたいと思ひます。

まず第一に、地方財政の困難を救済するために、今も池田氏からお話がありました。その源をたつきりて見きわめて、病源にどこをさしてかけないと思ふのであります。現在の府県、市町村の固有財源といふものは非常に貧弱なものである。しかも、平衡交付金、地方交付税といわれておりますものも、わずかにまだ二三%。特に、府県におきましては、今日この額を上げるか、あるいは固有財源を上げない限りは、単独事業はもとより、ことあたりは法律で規定されているところの義務的経費をまかなうのにも事欠くといふところまで迫り込まれておるのであります。

一例を申します。交際費だとか、食糧費だとか、いわゆる一般になくもがなと思われておるものを全部削り、お客様が来ても番茶一つ出せないといふふうにいたしました。日本全国の総計よりやく三十五、六億。これに対して、政府は、今回地方財政計画を決定いたしました。その最後まで足りなかつた金は、しほりにしほつて、なおかつ百四十億あつたのであります。従つて、この点に手をつけなければ、地方財政再建促進法案と言つても全然意味がない。ところが、この法案を見ますと、こういふことにおかまひはありません。六百億円になんとする赤字を、百五十億円は公債でやるという。

この公算も、実はもう借りてある。借りてあるのを、借りかえを政府が認めてやろうというわけである。あとの五十億円は大蔵省の預金部から出して、一時を糊塗しよう。そこで、自由

党の修正案が出ました。利子は実に七千五百万円というふうな、きわめて低額な、わずかなかりの助成でありました。だが、なおよりやく二億二千万円くらいにしたらしいのでございますが、この二億円という数字、六百億円の赤字に対して二億円、三分の一を専らやうして、そうして借金を公認しようとするのには、さきほどの借入金と元金は一様だつて減るわけではないのである。ちやうど、これは、おやじが子供に向つて、食費や学費をうろくろく手はずして、子供がしやうがないから買戻しをする、その買戻しを持ってこい、これがもう少し安い利子で貸してやろうというのでありますから、まことに因果なおやじだ。(拍手)このおやじが今の政府であらうと私は思うのであります。

地方財政法第五条には、公営事業とか、あるいは災害の復旧等を除きまして、地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもつてその財源としなければならないとある。これは財政の鉄則でございます。しかるに、この数字は、固有財源の枯渇に乗じまして、毎年地方債の増増を見ております。今日まで、実に総計四千億円に達してあります。すなわち、二、三百年たしますと、地方債の金利のみで五百億を突破しようという状況であります。国の予算は一兆円あります。これに対して、地方財政も、もとより国の予算と重畳部分はありまするけれども、一兆円はこれといたしてあります。一國の財政を論じまするときには、もとより、この國の財政と地方財政を車の両輪のごとく考へて総合的判断の上に立たなければ、私は一國経済に対する正しい判断は不可能であらうと思ふ。國家予算が幾ら均衡が保たれ、黒字財政を誇つておりましても、地方財政が赤字の連続であり、ことしも七百億円の地方債を発行するがごときは、一國の経済全体として見て、決して健全なものではない、不均衡なるいびつ財政であると言わればならぬと私は考へておるのであります。(拍手)従ひまして、本法案は、これに終止符を打たずに、ただ赤字を公認し、これを先に延ばしただけであるというに至れば、その日暮しの、要領一本の今の政府のやり方をここに露呈しては、さきほど言わればならぬと存するものであります。

第二に申し述べたいことは、政府は赤字の対策を巧みに制度の問題とすりかえておられるということであり、もちろん、今日の赤字の原因は、大部分は國の責任でありまするけれども、地方にも責任がないとは言ひません。従つて、地方は地方として自主的に大いに節約をはからねばならぬことは当然であります。その意味において、地方は、自主的に制度の簡素化が出来ますよう、その制度の基礎をなしてありますところの事務の整理や、この能率化をはからなければなりません。第二に、事務能率の美名のもとに、民主主義の原則でありますところの執行機関と議決機関を混同し混亂せしめてはならぬと考へるのであります。ところが、國が地方に委任し、事務は、毎年数多くの法律を制定して、かえつて増加せしめてあります。そうして、制度のみを強制的に改める方向に向わせ、また議会の権限、各委員会の権限等に非常な制限を加へ、また理事者をして議会の職員や委員会の定数等にまで一方的に干渉せしめんとしておりますのは、これらの根本原則に反することであり、地方分権より中央集権へのきわめて危険なるたくらみを含んでおると言わればならぬと思ひます。今申し上げましたような問題は、現在の地方自治法第五十八條第一項、第八十條の六等におきまして、各自治体で自主的に事情に応じて決定し得るやうに実はなつておるのでございますが、今日、政府は、財政難に藉口して、強制的に地方に干渉を加へるといふに至りましては、私どもは、全く理解に苦しむところであります。

最後に問題となり、人員整理の許可でござい、今、政府は、本法第十二條第二項第三及び第二十四條におきまして、単に赤字団体のみにとらざり、本法の適用を必要としたしませんが、職員一般地方公共団体において、職員数の整理のための退職金に充当するため、公然と赤字公債を認め、これが財源として三十億円を予定しておるといふことであり、

○副議長(杉山元治郎君) 中井君に申し上げます。申し合せの時間が来ておりますから簡単に願ひます。
○中井重次郎君(續) 退職金を公債をもつて充てるがごときは、もとより財政の原則に反することであり、かかるに、歴代の保守党内閣は、このことにつきましては、故意にその原因に目をおおひ、そうして、この原因を直ちに首切りとすりかえておる。本法案の審議の過程におきまして、大蔵大臣あるいは自治庁長官は、この赤字の原因は目下検討中である、あるいは、公務員の数が多いか少いか、給与体系はどうなつておるか、というごとの調査は、本年秋でないとその結論は出ないということ、たびたび繰り返しておられるが、首切り財源だいたしておられるが、首切り財源だいたして、こゝやつて、いち早く用意いたし、地方団体にこれを強要するといふのは、全くの行き過ぎと言われればならぬと考へるのであります。前吉田内閣は、しばしば、行政改革、人員整理のプログラムを掲げ、アドバンスを上げてきました。しかし、これは、實際上はほとんど実績を上げ得ません。そこで、今度の鳩山内閣は、直接牽引して、國家機關に手をつけず、間接的であり、責任を地方の理事者に転嫁することのできる方法で、またもや首切りを計画したと言われ、今、鳩山内閣は、私は、吉田内閣より、むしろ表面は民主的の仮面をかぶり、実際にはなほ小するく、専横千万であると言われ、ならぬと思ふのであります。(拍手)ここにも鳩山内閣の本質を見るように思ひます。
以上をもちまして、簡単なが、私の討論を終ります。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 前尾繁三郎君。
〔前尾繁三郎君登壇〕
○前尾繁三郎君 私は、自由党を代表し、たゞいま議題となりました地方財政再建促進特別措置法案に対し、重要な修正を加へて、かつこれに伴う財政措置及び地方財政の今後の根本的立て直しについて強い希望条件を付して賛成をするものであります。
地方財政が、終戦以來漸次窮迫の度を加へ、今や重大なる危機に直面してありますことは、諸君の御承知の通りであります。すなわち、昭和二十八年度決算におきましては、府縣の約八

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 地方財政再建促進特別措置法案外五案

割、市の約七割、町村の約二割が実質赤字決算であり、その総額が四百六十二億に上っているのであります。また、昭和二十九年年度の単年度におきましても、なお多くの団体が赤字を出しており、その総額も百二十億に達することが予想せられておる状況であります。このまま放置しますれば、地方団体の財政は崩壊の一途をたどるばかりではなからぬのであります。これら赤字の原因につきましては、一つは国の責任であつて、地方団体に自己財源を与えずに、補助金などによつてあまりに過重な事業をしておることにあるのであります。一つは、平衡交付金制度等の欠陥とともに、民主主義の行き過ぎが地方財政の運営を放漫ならしめていることにも基くのであります。従つて、この際は、抜本的な制度の改定と財源の付与を行います。一、すでに発生した赤字に対し特別の措置を講じてその整理を断行せしめなければならないことは、何人も認めておるところであります。

これにつきましては、すでに地方行政委員会においても長い間検討してきたところであります。また、政府の設けた地方制度調査会においても、すでに答申がされておるところであります。しかるに、今回提出されました政府の特別措置法案なるものは、これらの結論に基くものとしており、何ら抜本的な地方財政の改善案は出されず、ただ単に既存の赤字の整理法案のみが提出されておるのであります。しかも、その内容を見ますと、従来の論議は全く無視せられ、はなはだ遺憾とする点が多いのであります。すなわち、その一つは、あまりにも再建措置が自治庁の専断的に行われることであつて、あたかも政府は、一方に地方団体を赤字団体に転換せしめながら、中央の権力の拡張強化をはかり、地方自治を抑圧せんとするかの疑いを起させるものであります。一つは、あまりにも国の援助が少いことであつて、みずからは責任を回避し、地方団体の自費、自力のみによる再建をして、やせ馬にむち打つかの感じを与えているのであります。従つて、われわれは、この際大膽に本案を修正するもやむを得ないのであります。

第一に、財政再建計画は、あくまで地方団体において自主的に策定せしむべきものであります。しかるに、本案は、政府が勧告によつて半強制的になさめたり、地方議会の議決を経た再建計画を政府が勝手に変更し得ることにしているものであります。これでは、真にみずからの方によつて建て直す意欲を失わしめるのであります。

第二に、本案は、再建団体の理事者側の地位を強化するために、議会や行政委員会の地位を無視するかの感を与えているのであります。すなわち、議会が、再建計画に関し再建団体の長

と意見を異にする場合には、直ちに不信任とみなして解散かまたは辞職に追い込むようなことをしたり、財政再建に事よせて、各種の行政委員会に対し専断的に介入するかの感を与えているのであります。財政の再建は、地方団体みずからの融和をはかりつつ、総力をあげてさせなければ効果のないことを忘れておるのであります。

第三に、本案は、財政再建計画の忠実なる履行を求めんとするの余り、不必要に政府が直接の権力を用い得ることとしておるのであります。もとより、特別の援助を行う限り、再建計画の実施につき何らの発首権なしというわけには参りません。しかし、直ちに予算の執行停止を命じたり、起債の許可権を振り回すことは、あまりにも官僚政治の復活を思わせるものであつて、地方自治の復讐を免れられないものと思ふのであります。

第四には、国からの援助について、本案は、ただ単に利子の六分五厘をこえるものに対しわずかに二分の利子補給をし、また特別の場合に国の補助率の引き上げを行うことを規定いたしておるのにすぎません。しかし、六分五厘の利息を支払いながら再建し得るものとすれば、崩壊寸前にある赤字団体の実態を知らざるもはなはだしいものと言わなければなりません。赤字の原因が国と地方の両者にあることを思えば、再建団体の利子負担は政府資金の

最低三分五厘にとどめるべきものと仰るのであります。

要するに、政府本案は、あまりにも国の与えるところが少く、しかも地方自治団体を拘束することはなほはだしく、サーベルをもつて威嚇しつつ赤字の解消をはかろうとする旧来の官僚政治に陥るものと云わなければなりません。従つて、自由党は、これらの点を是正し、真に民主主義に徹した再建整備を行い得るよう、全面的に修正を施して行つておられます。

なお、社会党の代表を拜見いたしました。再建団体の好まぬことは全部削除し、ただ政府の利子補給だけを行わんとするものであります。しかし、赤字の多い団体は、団体自身にも欠陥があり責任があることを忘れてはなりません。赤字がすべて政府の責任であるかのように考えたり、また赤字をすべて政府の援助によつて解消すべしと考へますことは、ますます国に対する依存心を高め、かえつて地方自治の本旨にもとより、時流におもねつて、地方財政の改善を期するゆえんではないのであります。赤字を出したものが得をするという風潮は、何としても是正しなければなりません。従つて、国家資金によつて漫然赤字の穴埋めをしようという社会党の代表には、遺憾ながら反対を表明せざるを得ないのであります。また、積立金のな地方団体に返す。また、積立金のな地方団体に返す。また、積立金のな地方団体に返す。また、積立金のな地方団体に返す。

最後に、私は、強く政府に要請しなければならぬ諸点を述べたいと思ひます。

その第一は、本案に対する財政措置であり、政府が考へておられるのは二百億円で、そのうち百五十億は公算債によるのであります。これは、もとより、二十八年年度の赤字四百六十二億のみについても十分でないと思ひます。しかも、二十九年年度の赤字も百二十億をこえることを予想せられておるのであります。しかし、かかることによつて、せっかくの今回の措置が中途半端なものに終つてはなりません。再建計画の提出の状況を見て直ちに所要額を補てんせられよう強く要請するものであります。また、百五十億円の公算債については、公算が非常に困難な折柄、早急に政府資金への切りかえを要するのであります。少くとも、政府は、早急に容易に公算できるより万全の措置をとられることを希望する次第であります。

次に、再建整備については、過去の赤字の解消はもとより庶民の急であり、将来に赤字を出さないことがより根本的な問題であることを忘れてはなりません。政府も本年度以降赤字

を出さない方策を講ずるつもりであったが、事志と違ひ、三十年年度、三十一年度、兩年度にまたがって、かかる措置を行ふことを約束せざるを得なくなつたものと考へられるのであります。しかし、赤字の解消は、あくまで今後に赤字を出さないことが前提条件でなければなりません。それには、地方交付税率の引き上げ等、地方税制の抜本的な改正を行わなければなりません。政府はそれに応ずるだけの十分な用意をせられることを希望するものであります。

さらに、二十八年年度の決算によつて判明した給与の実態が、地方財政計画を上回つている額が四百億円以上にも及んでおるのであります。これについては、政府は今秋の給与実態調査を待つて処置することを言明せられておるのであります。これまた早急に最も適切な方途によつて解決されることを強く希望してやまない次第であります。

これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたします。この採決は匿名投票をもつて行います。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。

氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○副議長(杉山元治郎君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。開鎖。

投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕
○副議長(杉山元治郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたします。
〔事務総長朗読〕
投票総数 二百七十五
可とする者(白票) 百六十二
〔拍手〕
否とする者(青票) 百十三
〔拍手〕

○副議長(杉山元治郎君) 右の結果、本案は委員長報告の通り決しました。地方財政再建促進特別措置法案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名
赤城 宗徳君 赤澤 正道君
秋田 大助君 有田 喜一君
有馬 英治君 五十嵐吉蔵君
池田 清志君 池田正之輔君

- | | |
|---------|---------|
| 石坂 繁君 | 石田 博英君 |
| 稻葉 修君 | 宇井 耕君 |
| 今松 治郎君 | 宇都宮龍馬君 |
| 宇都宮龍馬君 | 植原悦二郎君 |
| 植村 武一郎君 | 白井 莊一郎君 |
| 遠藤 三郎君 | 小川 半次君 |
| 大藤 唯男君 | 大石 武一郎君 |
| 大久保保次郎君 | 大倉 忠一郎君 |
| 大高 一雄君 | 大橋 忠一郎君 |
| 大村 清一郎君 | 岡崎 英城君 |
| 荻野 豊平君 | 加藤 高敏君 |
| 加藤常太郎君 | 上林山榮吉君 |
| 亀山 孝一郎君 | 唐澤 俊樹君 |
| 川崎末五郎君 | 川崎 秀二君 |
| 川島正次郎君 | 菅 太郎君 |
| 木崎 茂男君 | 木村 文男君 |
| 菊池 義郎君 | 岸 信介君 |
| 北 吟吉君 | 潮 一郎君 |
| 小枝 一雄君 | 小島 徹三君 |
| 高村 坂彦君 | 佐々木秀世君 |
| 櫻内 義雄君 | 藤原 雄次君 |
| 志賀健太郎君 | 権原 三郎君 |
| 権名悦三郎君 | 権名 隆君 |
| 重政 敏之君 | 須藤彌吉郎君 |
| 杉浦 武雄君 | 砂田 重政君 |
| 田中 久雄君 | 高岡 大輔君 |
| 高瀬 傳君 | 高橋 順一郎君 |
| 高見 三郎君 | 竹内 俊吉君 |
| 竹山祐太郎君 | 千葉 三郎君 |
| 辻 政信君 | 渡海元三郎君 |
| 徳田興吉郎君 | 床次 徳二君 |
| 内藤 友明君 | 中嶋 太郎君 |
| 中曾根康弘君 | 中村 梅吉君 |
| 中村三之丞君 | 中山 榮一君 |
| 水田 亮一君 | 長井 源君 |
| 夏堀源三郎君 | 並木 芳雄君 |
| 野村 義明君 | 根本豊太郎君 |
| 山田 武夫君 | 長谷川四郎君 |

- | | |
|---------|---------|
| 濱野 清吉君 | 早川 崇君 |
| 林 博君 | 原 捨思君 |
| 平塚常次郎君 | 福田 越夫君 |
| 藤枝 泉介君 | 藤本 捨助君 |
| 古井 喜實君 | 古島 義英君 |
| 保科善四郎君 | 坊 秀男君 |
| 星島 二郎君 | 堀内 一雄君 |
| 前田房之助君 | 石崎 勝次君 |
| 松浦周太郎君 | 松岡 良三君 |
| 松澤 雄藏君 | 松田 謙藏君 |
| 松村 謙三君 | 三浦 一雄君 |
| 三田村武夫君 | 村松 久義君 |
| 栗山 博君 | 森 清君 |
| 山下 剛雄君 | 山口 好一郎君 |
| 山本 利吾君 | 山本 象吉君 |
| 米田 吉盛君 | 横井 太郎君 |
| 青木 正君 | 生田 安一郎君 |
| 石井光次郎君 | 植木庚子郎君 |
| 江崎 眞澄君 | 小澤佐重君 |
| 越智 茂君 | 大坪 保雄君 |
| 大橋 武夫君 | 大平 正芳君 |
| 加藤 耕三君 | 加藤銀五郎君 |
| 鹿野 彦吉君 | 熊谷 憲一君 |
| 小平 久雄君 | 小林 郁君 |
| 岡東 英雄君 | 鈴木 直人君 |
| 瀬戸山三男君 | 關谷 勝利君 |
| 田子 一民君 | 高橋 等君 |
| 竹尾 次君 | 塚田十一郎君 |
| 中山 マサ君 | 山本 忠則君 |
| 灘尾 弘吉君 | 島山 鶴吉君 |
| 八田 貞義君 | 福井 順一郎君 |
| 福井 盛太郎君 | 福永 健司君 |
| 船田 中君 | 古川 丈吉君 |
| 前尾繁三郎君 | 水田三喜男君 |
| 山崎 義君 | 山下 春江君 |
| 山中 貞則君 | 横川 重次君 |

- | | |
|---------|---------|
| 吉田 重延君 | 渡邊 良夫君 |
| 阿部 五郎君 | 青野 武一郎君 |
| 赤路 友藏君 | 西久保重光君 |
| 飛鳥田一雄君 | 有馬 輝武君 |
| 井岡 大治君 | 井手 以藏君 |
| 伊藤 好道君 | 猪俣 清三君 |
| 石橋 政明君 | 石村 英雄君 |
| 稻村 隆一君 | 岡本 隆一君 |
| 加賀田 進君 | 加藤 清二君 |
| 片島 港君 | 上林與市郎君 |
| 川村 健藏君 | 河野 正君 |
| 木原津與志君 | 北山 愛郎君 |
| 久保田鶴松君 | 栗原 俊夫君 |
| 五島 虎雄君 | 佐々木更三君 |
| 佐藤次郎君 | 坂本 泰良君 |
| 櫻井 重夫君 | 島上善五郎君 |
| 下川 徹太郎君 | 下平 正一郎君 |
| 鈴木大茂三郎君 | 田中 武夫君 |
| 田中 結男君 | 多賀谷貞君 |
| 滝井 義高君 | 橋 兼次郎君 |
| 辻原 弘市君 | 中村 英男君 |
| 永井勝次郎君 | 成田 知巳君 |
| 西村 力弥君 | 野原 茂君 |
| 長谷川 保君 | 原 茂君 |
| 福田 昌子君 | 帆足 壯君 |
| 藤田 七郎君 | 細道 兼光君 |
| 正木 清君 | 松原喜之次君 |
| 三鍋 義三君 | 森 三樹二君 |
| 森島 守人君 | 森本 靖君 |
| 八木 一男君 | 森 靖君 |
| 安平 鹿一郎君 | 柳田 昇一君 |
| 山口丈太郎君 | 山崎 始男君 |
| 山田 長司君 | 横山 重吉君 |
| 横路 節雄君 | 横山 利秋君 |
| 渡邊 徳藏君 | 淺沼稻次郎君 |
| 井上 良二君 | 井堀 繁雄君 |
| 伊藤幸太郎君 | 伊藤卯四郎君 |

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 地方財政再建促進特別措置法案外五案

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 建築士法の一部を改正する法律案

池田 融治君 今澄 勇君
受田 新吉君 大西 正道君
大矢 省三君 春日 一幸君
川島 金次君 川俣 清吉君
小牧 次生君 河野 密君
佐々木良作君 佐竹 新市君
鈴木 義明君 田中健三郎君
田中 利勝君 田原 春次君
田万 廣文君 竹谷源太郎君
中井健次郎君 中島 巖君
中村 高一君 中村 時雄君
西村 彰一君 日野 吉夫君
平岡忠次郎君 平田 ヒテ君
細田 綱吉君 前田榮之助君
松井 政吉君 松尾トシ子君
松前 重輝君 三宅 正一君
三輪 壽壯君 門司 亮君
矢尾喜三郎君 山下 榮二君
吉川 康光君 吉田 賢一君
岡田 健夫君 小山 亮君
中原 健次君

○副議長(杉山元治郎君) 次は、日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は否決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よって本案は委員長報告の通り否決いたしました。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。地方交付税法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、地方税法の一部を改正する法律案の委員長の報告

は修正であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よって両案とも委員長報告の通り決しました。

次に、地方道路路銀与税法案及び市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第四、建築士法の一部を改正する法律案(衆議院提出) 日程第四、
○副議長(杉山元治郎君) 日程第四、建築士法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員会理事荻野豊平君

建築士法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年七月二十日
衆議院議長 荻野豊平君
衆議院議長 荻野豊平君
建築士法の一部を改正する法律案
建築士法の一部を改正する法律案
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中第三十七条を「第三十八条」に改める。
第八條第二号中「建築物の建築に同じ罪を犯し」を「この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して」に改める。
第二十三條を次のように改める。
(登録)
第二十三條 他人の求に依り報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令若しくは条例に著く手続の代理(以下「設計等」という。)を行つたことを業として行うとする一級建築士又は二級建築士は、一級建築士事務所又は二級建築士事務所について、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。一級建築士又は二級建築士を使用して、他人の求に依り報酬を得て、設計等を行つたことを業として行う者についても、同様とする。

2. 前項の登録は、三年間有効とする。

3. 第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求に依り報酬を得て、設計等を行つたことを業として行うとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。
第二十三條の次に次の八条を加える。
(登録の申請)
第二十三條の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所につ

いて登録を受けようとする者(以下登録申請者という。)は、左に掲げる事項を記載した登録申請書とその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一 建築士事務所名称及び所在地
二 一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別
三 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
四 建築士事務所を管理する建築士の氏名及びその者の一級建築士又は二級建築士の別
五 前各号に掲げるものの外、建設省令で定める事項
六 設計等を行うもの外、建設省令で定める事項
七 登録申請者は、政令の定めるところにより、登録手数料を都道府県に納入しなければならない。
(登録の実施)
第二十三條の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を一級建築士事務所登録簿又は二級建築士事務所登録簿(以下登録簿という。)に登録しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

第二十三條の四 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。
一 破産者で復権を得ない者
二 第二十六條第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。)

三 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの
四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの
五 建築士事務所について第二十四條の要件を欠く者
2 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合は、その登録を拒否することができる。
一 第七條第三号又は第八條各号の一に該当する者
二 第二十六條第二項の規定により建築士事務所について閉鎖の命令を受け、その期間が満了しない者(法人である場合においては、命令があつた日において役員であつた者を含む。)

三 營業に關し成年者や同一の能力を有しない未成年者又は禁治

産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

五 建築士事務所について第二十四條の要件を欠く者

3 添道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもって、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。(変更の届出)

第二十三条の五 第二十三条の三第一項の規定により建築士事務所について登録を受けた者(以下「建築士事務所の開設者」といふ)は、第二十三条の二第一項第一号又は第二号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない

2 第二十三条の三第一項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。(廃業等の届出)

第二十三条の六 建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当する者となつた場合においては、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

一 建築士事務所の開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止したときは、建築士事務所の開設者であつた者

二 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人

三 建築士事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

(登録の抹消)

第二十三条の七 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合において、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。

三 第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

2 第二十三条の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。(登録簿の問題)

第二十三条の八 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しななければならない。

(無登録業務の禁止)

第二十三条の九 建築士は、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

2 何人も、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないで、建築士を使用して、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(図書の保存)

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に関する図書を保存しなければならない。

(標識の掲示)

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見易い場所に建設省令で定める標識を掲げなければならない。

第二十六条を次のように改める。

(登録の取消又は建築士事務所の開鎖)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項各号の一に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の六の規定による届出があつて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、左の各号の一に該当する事実がある場合において、一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の開鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項第一号、第二十三号(同号に規定する法定代理人

が同項第二号に該当する場合を除く)又は第四号(同号に規定する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く)に該当するに至つたとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二又は第二十四条の三の規定に違反したとき。

四 建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

五 建築士事務所に関する建築士が、その関する建築士事務所の業として行つた行為により、第十条第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

六 建築士事務所を管理する二級建築士が、第三条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七 建築士事務所に関する二級建築士が、その関する建築士事務所の業として、第三条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

八 建築士事務所に関する一級建築士でないものが、その関する建築士事務所の業として、第三条又は第三条の二の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士が

この法律の規定に基く都道府県知事の処分を違反したとき。

十 前各号に掲げるものの外、建築士事務所の開設者がその業務に関し著しく不正な行為をしたとき。

3 第十条第二項から第四項までの規定は、都道府県知事が第一項又は前項の規定による処分をする場合に準用する。この場合において、同条第二項中「当該一級建築士又は二級建築士」とあるのは、当該建築士事務所の開設者」と読み替へるものとする。

第二十六条の二を次のように改める。

(報告及び検査)

第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは建築士事務所を管理する建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に入り入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十七条を次のように改める。

(省令への委任)

第二十七条 この章に規定するものの外、建築士事務所の登録に関し必要な事項は、建設省令で定められる。

第三十五条第四号の次に次の二号を加える。

昭和三十年七月二十五日 衆議院会議録第四十六号 建築士法の一部を改正する法律案

四の二 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の第一項の規定による登録を受けた者

四の三 第三十二条の九第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第六号を次のように改める。

六 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の開閉命令に違反した者

第三十六条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条 第二十三条の六、第二十四条の二又は第二十四条の三の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処す。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に改正前の建築士法第二十三条第一項の規定による届出をして一級建築士事務所又は二級建築士事務所を開設している者は、改正後の同法の規定の適用については、この法律施行の日から六十日間を限り、改正後の同法第二十三条の三第一項の規定によりその建築士事務所について登録を受けた者とみなす。その者が、当該期間内に改正後の同法第二十三条の二第一項の規定によりその建築士事務所において登録の申請をした場合には、当該期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔荻野豊平君登壇〕

○荻野豊平君 たいだいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

建築士法は、昭和二十五年第七国会において制定されたものであります。が、過去五年間の法施行の実績にかんがみまして、建築士事務所業務に関する規定を整備しようとするのが、本法案の提案理由でございます。

まず改正の内容についておまな点を申し上げますと、その第一点は、建築士事務所の開設について、都道府県知事に対する従来の届出を登録に改め、その有効期間を三年とし、引き続いて業を営む者については更新登録を行うこととしたこと、第二点は、従来、建築士事務所が届出を必要とする場合は、業として設計または工事監督を行うときに限られておりましたものを、建築士法上建築士の業務とされているその他の業務、すなわち建築工事契約、建築工事の指導監督、建築物の調査鑑定、建築に関する法令に基づく代理の業務を加えて、建築士事務所の業務上の責任の明確化をはかったこと、そのほか登録制の実施に伴う必要な規定並びに事務所の届出をしている者について所要の経過措置を定めたこと等でありまして、

本法案は去る七月二十日本委員会に付託されたのであります。が、質疑の内容容は速記録に譲ることといたしまして、かくて、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔二 異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(三浦一雄君外四十九名提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長中村三之丞君。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

○副議長(杉山元治郎君) 日程第五、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長中村三之丞君。

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

第二十条 歯科医師法第二十一条の改正規定中第二項を削る。

第二十一条 歯科医師法第三十一条の改正規定を次のように改める。

第三十一条 中「第二十一条」を削る。

第三十二条中薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條の改正に關する部分を除くように改める。

第二十二條を次のように改める。

(罰則)

第二十二條 薬剤師、医師、歯科医師及び獣医師でない者は、販売又は授与の目的で開封してはならない。

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

第二十条 歯科医師法第二十一条の改正規定中第二項を削る。

第二十一条 歯科医師法第三十一条の改正規定を次のように改める。

第三十一条 中「第二十一条」を削る。

第三十二条中薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條の改正に關する部分を除くように改める。

第二十二條を次のように改める。

(罰則)

第二十二條 薬剤師、医師、歯科医師及び獣医師でない者は、販売又は授与の目的で開封してはならない。

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

第二十条 歯科医師法第二十一条の改正規定中第二項を削る。

第二十一条 歯科医師法第三十一条の改正規定を次のように改める。

第三十一条 中「第二十一条」を削る。

第三十二条中薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條の改正に關する部分を除くように改める。

第二十二條を次のように改める。

(罰則)

第二十二條 薬剤師、医師、歯科医師及び獣医師でない者は、販売又は授与の目的で開封してはならない。

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合

二 処方せんを交付することが患者の治療上特に支障があると認められる場合

第二十条 歯科医師法第二十一条の改正規定中第二項を削る。

第二十一条 歯科医師法第三十一条の改正規定を次のように改める。

第三十一条 中「第二十一条」を削る。

第三十二条中薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二條の改正に關する部分を除くように改める。

第二十二條を次のように改める。

(罰則)

第二十二條 薬剤師、医師、歯科医師及び獣医師でない者は、販売又は授与の目的で開封してはならない。

第三系中薬事法第二十四条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第四系中第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条の二 医師又は歯科医師は、医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十二系各号の場合又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一系各号の場合において自己の処方せんにより自ら調剤するときのほかに、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 獣医師は、自己の処方せんにより自ら調剤する場合のほかは、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

第三系中薬事法第五十六系第一項の改正規定を削る。

附則 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 医薬関係審議会設置法(昭和二十九年法律第三十四号)は、廃止する。

3 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九系第一項の表中医薬関係審議会の項を削り、医師試験審議会の項中「医師法の下に(昭和二十三年法律第二百一十号)」を、歯科医師試験審議会の項中「歯科医師法の下に(昭和二十三年法律第二百一十号)」を加える。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の一部を修正する

本則を次のように改める。 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十二系第一項の改正規定を次のように改める。

第二十二系 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して授与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に当つている者に対して処方せんと交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当つている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 暗示的効果を期待する場合において、処方せんと交付することとがその目的の達成を妨げるおそれがある場合

二 処方せんと交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を授与する場合

四 診断又は治療方法の決定してない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を授与する場合

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受け取ることができない者がいない場合

七 薬剤が乗る組んでいない船舶内において、薬剤を授与する場合

八 薬剤が乗る組んでいない船舶内において、薬剤を授与する場合

第一条 医師法第三十三系第一項の改正規定を削る。

第二条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一系第一項の改正規定を次のように改める。

第二十一系 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して授与する必要があると認められた場合には、患者又は現にその看護に当つている者に対して処方せんと交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当つている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を授与する場合

四 診断又は治療方法の決定してない場合

五 治療上必要な応急の措置として薬剤を授与する場合

六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受け取ることができない者がいない場合

七 薬剤が乗る組んでいない船舶内において、薬剤を授与する場合

第一条 歯科医師法第三十一系第一項の改正規定を削る。

第三条 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十二系第一項の改正規定を次のように改める。

第二十二系 医師(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十二系各号の場合又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第二十一系各号の場合

第三系中薬事法第五十六系第一項の改正規定を次のように改める。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔中村三之丞君登壇〕

○中村三之丞君 ただいま議題となりました医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要点を申し上げますれば、第一は、患者またはその看護者が特にその医師、歯科医師から薬をもらいたいと申し出た場合には、処方せんと交付しなくてもよいことにするとともに、治療上直接投薬の必要のある場合を省令で規定することを要しないこととしてよりとするものであります。第二は、医師、歯科医師の処方せんと交付に関する規定に違反した場合の制裁として定められている刑事罰を廃止しようということであり、第三は、薬事法において調剤の権能を調剤師だけに限つてあります、これを医師、歯科医師にも認めようということであり、

本法律案は、七月十六日委員会に付託せられ、提出者より提出理由の説明を聴取し、数回にわたり審議を行いました、同日各派共同提案による修正案を提出せられ、提出者よりその趣旨の説明がありました。

本修正案の要旨は、第一に、医師または歯科医師は、患者に対し薬剤を調剤

昭和三十年七月二十五日 衆議院会議録第四十六号 医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

して授与する必要があると認められた場合には、患者またはその看護者に処方せんを交付しなければならぬこととし、たこととあります。しかし、例外的に処方せんを交付しない場合を、患者またはその看護者に処方せんを交付を必要としない旨を申し出た場合のほか、項目を列挙して限定したことであります。第二は、医師、歯科医師が処方せん交付及び調剤に関する規定に違反したときは罰金に処すことができることとしたこととあります。

詳細は会議録により御承知願います。

次いで、討論を省略し採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く他の原案の部分とは、全会一致可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって本案は委員長報告の通り決しました。

地方道路税法案(内閣提出)
交付税及び譲与税配付金特別会計
法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○大石武一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方道路税法案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 大石君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

地方道路税法案、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会議事加藤高藏君。

地方道路税法案

(課税目的及び課税物件)

第一条 都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する指定市に対し、道路に關する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する。

(定義)

第二条 この法律において「揮発油」とは、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)第二条第一項に規定する炭化水素油及び同法第十五条の規定により揮発油とみなされる物をいう。

2 この法律において「揮発油」とは、揮発油税法の規定による揮発油税をいう。

3 この法律において「保稅地域」とは、國税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条に規定する保稅地域をいう。

第三条 地方道路税の課税標準は、揮発油税の課税標準となる揮発油の数量とする。

(税率)

第四条 地方道路税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千円とする。

(納税義務者)

第五条 地方道路税は、製造場(揮発油税法第七条第二項において製造場とみなす場所を含む。以下同じ)又は保稅地域から揮発油を引き取るとき(製造場又は保稅地域において揮発油を消費するときを含む)、その引取人(製造場又は保稅地域において消費される揮発油については、その消費者)から徴収する。

前項の規定は、揮発油税法第七条第一項又は第八条第一項の規定の適用を受けて揮発油を製造場又は保稅地域から引き取る場合には、適用しない。

前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油税法第七条第三項(同法第八条第二項において準用する場合を含む)又は第九条第二項の規定により揮発油税を徴収することとなるときは、その引取人から地方道路税を徴収する。

(燈油及びもどし入れ等をした揮発油の不課税)

第六条 揮発油税法第十一条第一項に規定する燈油及び同法第十二条の規定の適用を受ける揮発油については地方道路税を課さない。

(徴収)

第七条 地方道路税は、揮発油税にあわせて徴収しなければならない。

地方道路税及び揮発油税の納付があつたときは、その納付に係る金額の十五分の四に相当する税額の地方道路税及び十五分の十一に相当する税額の揮発油税の納付があつたものとする。

(担保の提供及び処分)

第八条 揮発油税法第五条第一項ただし書の規定による担保を提供する者は、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供しなければならない。

国税庁長官、国税局長、税務警長又は税関長は、揮発油税法第十条第一項の規定により担保を提供させるときは、政令で定めるところにより、地方道路税額に相当する担保をあわせて提供させなければならない。

揮発油税法第五条第二項及び第五条の二の規定は、前二項の規定により提供された担保について準用する。

國稅徵收法(明治三十年法律第二十一号)第七條ノ四第四項の規定は、第一項又は第二項の規定により提供された担保物について準用する。

(未納税品の消費禁止等)

第九条 製造場又は保稅地域においては、地方道路税を納付しなければ、揮発油を消費してはならない。

第五条第二項又は第六条の規定の適用がある場合並びに第七条第一項及び揮発油税法第五条第一項ただし書の規定により揮発油税にあわせて地方道路税の徴収が猶予される場合を除くほか、地方道路税を納付する前に、製造場又は保稅地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

揮発油税法第八条第一項に規定する揮発油は、地方道路税を納付しなければ、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的で譲り渡してはならない。

(利子税額)

第十条 揮発油税法第十五条の二の規定により揮発油税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、未納の地方道路税額及び揮発油税額の合算額について同条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額(以下次項において「利子税額の合算額」という)の十五分の四に相当する金額を地方道路税に係る利子税額として地方道路税額にあわせて徴収する。

前項の規定により地方道路税に係る利子税額を徴収すべき場合においては、揮発油税法第十五条の二の規定にかかわらず、利子税額の合算額の十五分の十一に相当する金額を同条の規定により徴収すべき利子税額とみなす。

3 第七条第一項の規定は、前二項に規定する利子税額を徴収する場合について準用する。

(延滞加算税額)

11 第一条 国税徴収法第九條第三項から第十項までの規定により地方道路税及び揮発油税に係る延滞加算税額を徴収すべき場合において、これらの規定にかかわらず、

規定による延滞加算税額の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれこれらの規定により徴収すべき地方道路税に係る延滞加算税額及び揮発油税に係る延滞加算税額とみなす。

2 第七條第一項の規定は、前項に規定する延滞加算税額を徴収する場合について準用する。

(還付加算金)

12 第二条 地方道路税に係る過徴納金は、揮発油税に係る過徴納金にあわせて還付しなければならない。

2 過徴納に係る国税及び揮発油税の費並びに国税徴収法第三十一條ノ六の規定による還付加算金を未納の地方道路税又は揮発油税に充当するときは、これらの税にあわせて充当しなければならない。

3 地方道路税及び揮発油税に係る過徴納金は、国税徴収法第三十一條ノ五の規定にかかわらず、未納の地方道路税及び揮発油税以外の国税又は揮発油税に充当してはならない。

4 第一項の規定による還付があつたときは、その還付に係る金額の十五分の四に相当する地方道路税の過徴納金及び十五分の十一に相当する揮発油税の過徴納金の還付があつたものととし、また、第二項の規定による充当があつたときは、その充当に係る金額の十五分の四に相当する未納の地方道路税及び十五分の十一に相当する未納の揮発油税に対する充当があつたものとす。

(還付加算金)

13 第三条 国税徴収法第三十一條ノ六の規定により還付加算金を地方道路税及び揮発油税の過徴納額に加算すべき場合においては、同條の規定にかかわらず、これらの過徴納額の合算額について同條の規定による還付加算金の計算に準じて計算した金額の十五分の四に相当する金額及び十五分の十一に相当する金額を、それぞれ同條の規定により加算すべき地方道路税に係る還付加算金及び揮発油税に係る還付加算金とみなす。

2 地方道路税及び揮発油税に係る還付加算金は、あわせて支払又は充当をしなければならない。

(徴収計算)

14 第四条 地方道路税及び揮発油税の徴収すべき金額の合算額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 地方道路税及び揮発油税の過徴納金として還付すべき金額の合算額に十円未満の端数があるときは、又はその全額が十円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を一円として計算する。

(罰則)

15 第五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為によつて地方道路税を免かれた者

二 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者

三 第九條第二項の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者

四 第九條第三項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲り渡した者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する地方道路税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該地方道路税に相当する金額の十倍以下とすることができ、

3 第一項の規定においては、直ちにその地方道路税を徴収する。

16 第六条 前條の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十五號)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に處する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

17 第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第十五條の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和三十年七月一日から施行する。

2 揮発油税を課された揮発油でこの法律の施行前に製造場にもどし入れられ、又は移入されたものをこの法律の施行後にその製造場から引き取る時(製造場においてその揮発油を消費するときを含む)は、第六條の規定にかかわらず、その引取人(製造場において消費される揮発油については、その消費者に)に地方道路税を課する。

3 この法律の施行の際、製造場及び保税地域以外の場所合計十キロメートル以上の揮発油(第六條に規定する燈油を除く)を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日これを製造場から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

4 前二項の規定により地方道路税を課する場において、その課税標準は、揮発油税法の規定による課税標準の計算方法に準じて計算するものとし、その税率は、揮発油一キロメートルにつき二千元とする。

5 第二項又は第三項の規定による地方道路税については、第七條、

第八條及び第十條から第十四條までの規定は、適用しない。

6 第三項の規定による地方道路税額が三万円以下のときは、昭和三十年七月三十一日限り、三万円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和三十年七月及び八月
税額十万円をこえるとき
同年七月から九月まで
税額三十万円をこえるとき
同年七月から十月まで
税額五十万円をこえるとき
同年七月から十一月まで

7 第三項に規定する者は、政令で定めるところにより、その所持する揮発油の貯蔵場所、貯蔵場所ごとの数量その他必要な事項を、この法律の施行後一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。

8 揮発油税法第十五條の二の規定は、第三項又は第五項の規定による地方道路税を徴収する場合について準用する。

9 第二項又は第三項の規定による地方道路税に係る過徴納金は、国税徴収法第三十一條ノ五の規定にかかわらず、未納の当該地方道路税以外の国税又は揮発油税に充当してはならない。

10 揮発油税法の一部を次のように改正する。

第四條中「一万三千元」を「二万一千円」に改める。

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 地方道路税法案外一案

11 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、第十三項において定めるものを除くほか、なお従前の例による。

12 揮発油税法第七条第一項若しくは第八条第一項又は租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六条第二項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場又は保税地域から引き取つた揮発油がその承認の際事務官又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、若しくは輸出された、又は航空機の燃料用に供されたことの証明がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く)、この法律の施行後に揮発油税法第九条第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合及びこの法律の施行前に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十号)第十九条第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三条第一項において準用する場合を含む)、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百一十号)第七号又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛

援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第十二号)第一条に規定する協定第六条の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油についてこの法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合における揮発油税の徴収については、第十項の規定による改正後の揮発油税法第四条の規定を適用する。この場合において、当該揮発油について揮発油税を課する際、当該揮発油を製造場又は保税地域から引き取つたものとみなして、地方道路税を課する。

13 第十項の規定による改正前の揮発油税法の規定により課した、又は課すべきであつた揮発油税として昭和三十年四月一日以後徴収された金額(昭和二十九年度分として徴収された金額及びこの法律の施行前に還付され、又は未納の揮発油税以外の国税若しくは滞納処分費に充当された金額を除く)のうち、その十三分の二に相当する金額はこの法律の規定による地方道路税として、十三分の一に相当する金額は揮発油税として、それぞれ国税収納金整理資金に受け入れられたものとみなす。この場合において、揮発油税に係る過納金を還付し、又は充当するときは、その金額の十三分の二に相当する金額は地方道路税の過納金として、十三分の一に相当する金額は揮発油税の過納金として、それぞれ還付し、又は充当するものとみなす。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 租税特別措置法の二部を次のように改正する。
第一条中「揮発油税」の下に、「地方道路税」を加える。
第二十六条第二項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加え、同条第二項に次の後段を加える。
この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税を徴収する。
16 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「揮発油税」の下に、「地方道路税」、同条第三項中「税目の異なることとの金額」の下に「控除される税目のうちの揮発油税及び地方道路税があるときは、これらの税目について計算した金額の合算額」を加え、同条第四項に次の後段を加える。
この場合において、その還付が揮発油税及び地方道路税に係るときは、地方道路税法第十二条第一項及び第四項の規定を準用する。

協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中「昭和二十四年法律第四十四号」の下に、「地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」を加える。
第十条の見出し中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加え、同条中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。
第十一条第一項及び第三項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

17 租税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第十四条第二項中「揮発油税」の下に「地方道路税」を加える。
18 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中「昭和二十四年法律第四十四号」の下に、「地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」を加える。
19 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中「及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)及び地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」に改める。
第七条中「及び揮発油税」を「揮発油税及び地方道路税」に改める。
第十二条第三項中「及び揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条及び地方道路税法第五条」に改める。
20 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。
第十九条中「揮発油税」の下に「地方道路税」を加える。
21 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う

関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中「及び揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)」を「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)及び地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」に改める。
第二条第一項中「若しくは揮発油税」を「揮発油若しくは地方道路税」に改める。
第四条第二項中「及び揮発油税法第五条」を「揮発油税法第五条及び地方道路税法第五条」に改める。
第五条第一項中「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

22 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。
第一条中「しやし織雑品の課税」に関する法律(昭和二十九年法律第 号)を「地方道路税法(昭和三十年法律第 号)」に改める。
第三条第一項中「しやし織雑品の課税に関する法律」を「地方道路税法」に改め、同条第二項中「織雑品消費税」を「地方道路税」に、「揮発油又は織雑品」を「又は揮発油」に改める。
第四条中「しやし織雑品の課税に関する法律」を「地方道路税法」に改める。
附則第一項中「及び織雑品消費税」を「しやし及びしやし」に改める。

繊維品の課税に関する法律」を
削る。

地方道路税法案に対する修正案

地方道路税法案の一部を次のよう
に修正する。

第四条中「四千元」を「二千元」に改
める。

第七條第二項、第十條、第十一條
第一項、第十二條第四項及び第十三
條第一項中「十五分の四」を「十三分
の二」に、「十五分の十一」を「十三分
の十一」に改める。

附則第一項中「昭和三十年七月一
日」を「昭和三十年八月一日」に改め
る。

附則第二項から第九項までを削
り、附則第十項を附則第二項とす
る。

附則第十一項中「第十三項」を「第
五項」に改め、同項を附則第三項と
する。

附則第十二項中「第十項」を「第二
項」に改め、同項を附則第四項とす
る。

附則第十三項中「第十項」を「第二
項」に、「十三分の二」を「十三分の
四」に、「十三分の十一」を「十三分
の九」に改め、同項を附則第五項と
する。

附則第十四項から第十八項までを
八項ずつ繰り上げる。

附則第十九項のうち日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障条約第
三条に基く行政協定の実施に伴う関
税法等の臨時特例に関する法律第十
二条第三項の改正に関する部分中

「及び」を「並びに」に改め、附則第十
九項を附則第十一項とし、附則第二
十項以下を八項ずつ繰り上げる。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計
法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会
計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計
法(昭和二十九年法律第百三三号)の
一部を次のように改正する。

第三條中入場税の下に「及び地
方道路税を加え、」及び附属雑収
入」を、「第十三條第三項ただし書の
規定による一時借入金」の借換による

「入場税及び譲与税配付金」を「地方譲与税配付
金」に改め、「入場税」を「譲与税」
の下に「及び地方道路譲与税法(昭和
三十年法律第 号)による地方道
路譲与税の譲与金」を加え、「及び附
属雑収」を、「第十三條第一項の規定
による一時借入金」の利息、同条第三
項ただし書の規定により借換をした
一時借入金の償還金及び利子並びに
附属雑費」に改める。

第十四條を第十六條とし、第十三
條を第十五條とし、第十二條の次に
次の二條を加える。

第十三條 この会計において、支払
上現金に不足があるときは、この
会計の負担において、一時借入金
をし、又は国庫余裕金を繰替使用
することができる。

前項の規定による一時借入金及
び繰替金の限度額については、

1 前項の規定による一時借入金及
び繰替金の限度額については、

2 前項の規定による一時借入金及
び繰替金の限度額については、

3 第一項の規定による一時借入金
及び繰替金は、当該年度の歳入を
もつて償還しなければならない。
ただし、歳入不足のため償還する
ことができないとき、金額を限り、
一時借入金の借換をすることがで
きる。

4 前項ただし書の規定により借換
をした一時借入金は、翌年度内に
償還しなければならない。
〔国債整理基金特別会計への繰入〕

第十四條 前條第一項の規定による
一時借入金の利子並びに同條第三
項ただし書の規定により借換をし
た一時借入金の償還金及び利子の
支出に必要な金額は、毎会計年
度、国債整理基金特別会計に繰り
入れなければならない。

附則第五項を削り、附則第四項中
「同條の規定により追加して譲与さ
れる額」を「地方道路譲与税法附則第
四項に規定する超過額」に改め、同
項を附則第五項とし、附則第三項の
次に次の一項を加える。

4 昭和三十一年度限り、第五條の
規定は、適用しない。

附則第十一項中「第四項」を「第五
項」に改め、「第五項に規定する返還
される額に相当する金額又は」を削
り、「収入金」の下に「又は日本専売
公社法(昭和二十三年法律第二百五
十五号)附則第五項の規定により日本
専売公社が納付する金額」を加え、
「その返還された年度又は昭和二十
九年度」を「昭和二十九年又は昭和

三十年」に改め、「若しくは追加して
譲与される額を削り、」第五項の
規定による一般会計への繰入金又は
第六項を若しくは第六項に、「利
子若しくは」を「利子又は」に改め、
「償還金及び利子」の下に「若しくは
地方交付税法の一部を改正する法律
(昭和三十年法律第 号)附則第
三項の規定により配付するたばこ専
売特別地方配付金」を加え、「その譲
与された年度、その繰入をした年度
又は昭和二十九年若しくは」を「昭
和二十九年又は」に改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

附則
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔加藤高蔵君登壇〕
○加藤高蔵君 たいま議題となりま
した地方道路税法案外一法律案につ
きまして、大蔵委員会における審議の経
過並びにその結果について御報告申
上げます。

まず、地方道路税法案について申し
上げます。

本法律案は、国の道路整備五カ年計
画の実施に伴う地方団体の道路整備所
要財源の増加等の状況に対処するた
め、都道府県等の道路財源に充てるこ
とを目的として制定されたものであり
ます。

次に、その内容を簡単に申し上げま
すと、揮発油一キロリットルにつき四
千円の税率の地方道路税を課すること

とし、この地方道路税の創設に伴いま
して、揮発油税については、現行税率
一キロリットルにつき一万三千円を一
万一千円に引き下げようというのであ
ります。これにより、揮発油税及び地
方道路税の総合負担は、揮発油一キ
ロリットルにつき一万五千円となり、現
行より二千円の増加となります。

本法律案は、去る五月十七日政府委
員より提案理由の説明を聴取し、ま
た、五月二十七日は公聴会を開き、関
係者よりおのおの意見を聴取いたしま
したが、これら質疑応答等の詳細につ
きましては速記録に譲りたいと存しま
す。

審議の結果、本日各派共同の提案に
よる修正案が提出せられました。

修正案の内容について簡単に申し上げ
ます。この法律案によりまして、揮
発油税及び地方道路税の総合負担は、
揮発油一キロリットルにつき一万五千
円になりますので、揮発油の消費者に
対して負担を軽減するため、これを十
万三千円に引き下げ、その配分を、本
年四月より七月まで、地方道路税率は
一キロリットル四千円、揮発油税率は
一キロリットル九千円とし、本年八月
より明年三月までの地方道路税率は一
キロリットル二千円、揮発油税率は一
キロリットル一万一千円とする等の修
正を行おうとするものであります。

本修正案に関しましては、国会法第
五十七條三の規定によりまして政府側

としましては速記録に譲りたいと存しま
す。

審議の結果、本日各派共同の提案に
よる修正案が提出せられました。

修正案の内容について簡単に申し上げ
ます。この法律案によりまして、揮
発油税及び地方道路税の総合負担は、
揮発油一キロリットルにつき一万五千
円になりますので、揮発油の消費者に
対して負担を軽減するため、これを十
万三千円に引き下げ、その配分を、本
年四月より七月まで、地方道路税率は
一キロリットル四千円、揮発油税率は
一キロリットル九千円とし、本年八月
より明年三月までの地方道路税率は一
キロリットル二千円、揮発油税率は一
キロリットル一万一千円とする等の修
正を行おうとするものであります。

本修正案に関しましては、国会法第
五十七條三の規定によりまして政府側

としましては速記録に譲りたいと存しま
す。

審議の結果、本日各派共同の提案に
よる修正案が提出せられました。

修正案の内容について簡単に申し上げ
ます。この法律案によりまして、揮
発油税及び地方道路税の総合負担は、
揮発油一キロリットルにつき一万五千
円になりますので、揮発油の消費者に
対して負担を軽減するため、これを十
万三千円に引き下げ、その配分を、本
年四月より七月まで、地方道路税率は
一キロリットル四千円、揮発油税率は
一キロリットル九千円とし、本年八月
より明年三月までの地方道路税率は一
キロリットル二千円、揮発油税率は一
キロリットル一万一千円とする等の修
正を行おうとするものであります。

本修正案に関しましては、国会法第
五十七條三の規定によりまして政府側

としましては速記録に譲りたいと存しま
す。

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 地方道路税法案外一案

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 議長の報告

の意見を求めましたところ、やむを得ない旨の意見の開陳がありました。次いで、本案に対し各派共同提案による附帯決議が提出せられました。附帯決議の内容は次の通りであります。

一、昭和三十年年度の道路整備費(労働省所管の特別失業対策費を含む)については、揮発油税収入額にかかわらず予算計上額通り必ず実行すること。

二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法第三条第二項に規定する三十年度の揮発油税収入実収額の計算においては、エキロリットル当り一万一千円にて徴収されたものとみなして計算すること。

三、本法修正によれば、昭和三十一年度以降の地方道路財源については不足を生ずるも右については適切な財源的措置を講ぜられたい。

以上をもちまして質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決に入りました。修正案及び修正部分を除く原案並びに附帯決議につきましてもそれぞれ採決いたしましたところ、全会一致をもって可決され、よって本案は修正議決いたしました。

次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、今国会に政府から提出されました地方道路税法、地方道路譲与税法、日本専売公社法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案に伴い、また、交付税及び譲与税配付金特別会計法につきましても所要の改正を行おうとするものであります。

すなわち、第一に、地方道路譲与税に関する制度の創設及び昭和三十年年度のタバコ専売特別地方配付金に関する措置に伴い、これらに関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計におかすこととし、地方道路税の収入及び日本専売公社から納付される金額をこの会計の歳入とし、地方道路譲与税の譲与金及びタバコ専売特別地方配付金をこの会計の歳出として経理することといたしております。第二に、本年度の入場税収入の一部相当額を一般会計への繰り入れ停止に伴い、本年度に限り第五条の繰り入れに関する規定を適用しないことといたしております。第三に、譲与税の譲与時期のうち、三月において譲与すべき金額中に、同月に収納すべき税収入の見込額をも含めることにしたことに伴い、この会計において支払いの現金不足を生ずる場合には、一時借入金または国庫余裕金の繰りかえ使用ができることといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本二十五日質疑を打ち切り、討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。地方道路税法の委員長の報告は修正、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○副議長(山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって両案とも委員長報告の通り決しました。

明二十六日は定期より本会議を開き、本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十分散会

出席國務大臣
法務大臣 花村 四郎君
大蔵大臣 一萬田尚登君
厚生大臣 川崎 秀二君
建設大臣 竹山祐太郎君
國務大臣 川島正次郎君
國務大臣 杉原 荒太君
閣議を省略した報告
一、去る二十二日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国民健康保険法の一部を改正する法律
結核予防法の一部を改正する法律
簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律
水産業協同組合法の一部を改正する法律
森林法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

二、鳩山内閣総理大臣から益谷謙二宛、去る二十一日議長において承認した楠本正康外二名を去る二十二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
文教委員会
理事 小牧 次生君(理事小牧次生君去る十八日委員辞任につきその補欠)
建設委員会
理事 荻野 豊平君(理事荻野豊平君去る二十日委員辞任につきその補欠)

決算委員会
理事 生田 宏一君(理事山中貞則君去る二十二日理事辞任につきその補欠)

二、去る二十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
保利 茂君 渡邊 徳藏君
櫻井 奎夫君

地方行政委員
吉田 重延君 井手 以誠君
西村 力弥君 古屋 貞雄君
法務委員 大蔵委員
早川 崇君 福井 順一君
農林水産委員 農工商委員
加藤 精三君 加藤 清二君
櫻井 奎夫君 池田 頼治君
渡邊 徳藏君 櫻井 奎夫君
運輸委員 井岡 大治君 栗原 俊夫君
正木 清君 松平、忠久君
逓信委員 榎 兼次郎君
建設委員 坂本 泰良君
予算委員 赤城 宗徳君 帆足 計君
決算委員 櫻内 義雄君 奥村又十郎君
議院運営委員 佐々木秀世君 薩摩 雄次君
榎原 三郎君 山村新治郎君
権名 隆君 松岡 松平君
山本 象吉君 米田 吉盛君

一、去る二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

| | | | | |
|---|---|--|--|--|
| <p>内閣委員 福井 順一君 櫻井 奎夫君 渡邊 惣藏君 地方行政委員 加藤 精三君 橋 兼次郎君 坂本 泰良君 法務委員 大蔵委員 正木 清君 櫻内 義雄君 保利 茂君 農林水産委員 齋藤 彌三君 商工委員 吉田 重延君 帆足 計君 渡邊 惣藏君 松平 忠久君 櫻井 奎夫君 井岡 大治君 運輸委員 櫻井 奎夫君 橋 兼次郎君 古屋 貞雄君 池田 福治君 逓信委員 井手 以誠君 建設委員 西村 力弥君 予算委員 本名 武君 加藤 清二君 決算委員 早川 崇君 生田 宏二君 議院運営委員 米田 吉盛君 椎名 隆君 山本 象吉君 松岡 松平君 藤原 雄次君 山村新治郎君 相原 三郎君 佐々木秀世君 一、去る二十三日建設委員会において、次の通り理事を補欠選任した。</p> <p>理事 西村 力弥君(理事西村力弥君去る二十日委員辞任につきその補欠)</p> | <p>一、去る二十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。</p> <p>内閣委員 中村 高一君 地方行政委員 木崎 茂男君 橋 兼次郎君 伊藤幸太郎君 中井徳次郎君 西村 彰一君 法務委員 福田 昌子君 細田 綱吉君 文教委員 高村 坂彦君 小牧 次生君 社会労働委員 草野一郎平君 横鏡 重吉君 柳田 秀一君 山口シヅエ君 多賀谷辰蔵君 運輸委員 竹谷源太郎君 逓信委員 井手 以誠君 建設委員 今村 等君 一、去る二十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。</p> <p>内閣委員 山口シヅエ君 地方行政委員 高村 坂彦君 井手 以誠君 杉山元治郎君 細田 綱吉君 小牧 次生君 法務委員 横鏡 重吉君 中井徳次郎君 文教委員 木崎 茂男君 西村 彰一君 社会労働委員 白濱 仁吉君 福田 昌子君 多賀谷辰蔵君 中村 高一君 柳田 秀一君 今村 等君</p> | <p>逓信委員 橋 兼次郎君 建設委員 竹谷源太郎君 一、去る二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 山本 勝市君 委員 青木 正君 山口丈太郎君 一、去る二十三日議長から提出した議案は次の通りである。</p> <p>百貨店法案(小笠公留君外十四名提出)</p> <p>一、去る二十三日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案</p> <p>女子教育職員の前産産後の休暇中に</p> | <p>一、去る二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。</p> <p>行政監察特別委員 春日 一幸君 行政監察特別委員 春日 一幸君 特別委員の辞任を許可した。</p> <p>海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 山村新治郎君 公職選挙法改正に関する調査特別委員 生田 宏一君 佐々木三三君 一、去る二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。</p> <p>海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員 山村新治郎君 委員 青木 正君 山口丈太郎君 一、去る二十三日議長から提出した議案は次の通りである。</p> <p>百貨店法案(小笠公留君外十四名提出)</p> <p>一、去る二十三日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案</p> <p>女子教育職員の前産産後の休暇中に</p> | <p>一、去る二十三日参議院に付託された議案は次の通りである。</p> <p>国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(黒金泰英君外一名提出、衆法第六六号)</p> <p>内閣委員会 付託 女子教育職員の前産産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(参議院提出、参法第三三三号)</p> <p>文教委員会 付託 百貨店法案(小笠公留君外十四名提出、衆法第六七号)</p> <p>商工委員会 付託 公職選挙法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二四号)</p> <p>公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託 一、去る二十三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。</p> <p>差ほう振興法案 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案 農林水産施設火害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 株式会社科学研究所法案 一、去る二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。</p> <p>厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案 糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案 自動車損害賠償責任再保険特別会計法案 資金運用部資金法の一部を改正する法律案 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案</p> |
|---|---|--|--|--|

昭和三十年七月二十五日 衆議院会議録第四十六号 議長報告

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 議長の報告

余剰農産物資金融通特別会計法案
 漁港法第十七条第二項の規定に基
 き、漁港整備計画の改正について承
 認を求めるの件
 公立小学校不正常授業解消促進臨時
 措置法案
 石灰鉱業合理化臨時措置法案
 一、去る二十一日予備審査のため次の
 本院議員提出案を参議院に送付し
 た。
 昭和三十年六月及び七月の大洪水に
 より被害を受けた地方公共団体の起
 債の特例に関する法律案(加賀田進
 君外十一名提出)
 国家公務員に対する寒冷地手当及び
 積戻手当の支給に関する法律の一部
 を改正する法律案(黒金泰美君外一
 名提出)
 一、去る二十一日参議院から回付され
 た内閣提出案は次の通りである。
 少年院法の一部を改正する法律案
 一、去る二十一日次の本院議員提出案
 を否決した旨参議院に通知した。
 臨時石灰鉱業安定法案
 一、去る二十一日参議院において、次
 の本院提出案を可決した旨の通知書
 を受領した。
 国民健康保険法の一部を改正する法
 律案
 水産業協同組合法の一部を改正する
 法律案
 森林法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日参議院において、次
 の内閣提出案を可決した旨の通知書
 を受領した。
 結核予防法の一部を改正する法律
 案
 簡易生命保険及び郵便年金の積立金
 の運用に関する法律の一部を改正す
 る法律案
 公共土木施設災害復旧事業費国庫負
 担法の一部を改正する法律案
 農林漁業金融公庫法の一部を改正す
 る法律案
 一、去る二十三日議員から提出した議
 案は次の通りである。
 杉原國務大臣不信任決議案(八百板
 正君外十一名提出)
 一、去る二十三日議員から次の議案は
 委員会の審査を省略されたい旨の要
 求書を受領した。
 杉原國務大臣不信任決議案
 八百板正君外十一名
 一、去る二十三日予備審査のため参議
 院から送付された次の議案を受領し
 た。
 幼児誘拐等処罰法案
 一、去る二十三日予備審査のため参議
 院から送付された議案は次の委員会
 に付託された。
 幼児誘拐等処罰法案(中山福蔵君提
 出、参法第二六号(字))
 法務委員会 付託

一、去る二十三日予備審査のため次の
 本院議員提出案を参議院に送付し
 た。
 百貨店法案(小笠公昭君外十四名提
 出)
 一、去る二十三日議員から提出した質
 問主意書は次の通りである。
 お年玉つき郵便葉書の寄附金に關す
 る質問主意書(井手以融君提出)

昭和三十年七月二十五日 衆議院會議録第四十六号 議長の報告

定価一部 十五円
 発行所 東京都新宿区市本木町一五
 大蔵省印刷局
 電話九段四三一九五